

令和4年1月定例農業委員会

議 事 録

小城市農業委員会

小城市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年1月5日(水) 午後1時30分から午後2時13分
2. 開催場所 庁舎大会議室(A・B)
3. 出席委員

| | |
|-----------|-----------|
| 1番 野方俊彦 | 3番 下村啓子 |
| 4番 古賀義博 | 5番 西村新二 |
| 6番 松尾正人 | 7番 池田政孝 |
| 8番 深河文雄 | 9番 高塚和行 |
| 10番 三根祐喜 | 11番 野口浩美 |
| 12番 江里口勇 | 13番 中村津多子 |
| 14番 江里口泰信 | |
4. 欠席委員

| |
|---------|
| 2番 本村教昭 |
|---------|
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 第1号議案 農地法第3条による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第5条による許可申請について
 - 第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
 - 第4号議案 農用地売渡等の希望申出について
 - 第5号議案 空き家に付随した農地の指定について
 - 第6号議案 市長の権限に属する事務の補助執行について
6. 農業委員会事務局職員

| | |
|-----------|----------------|
| 事務局長 岸川 齊 | 副局長兼庶務係長 真子 祐輝 |
|-----------|----------------|

7. 会議の概要

| | |
|-----|--|
| 事務局 | 委員の皆様、お疲れさまです。それでは、ただいまから令和4年1月の定例農業委員会をお願いしたいと思います。 |
| 会長 | 初めに、江里口会長より挨拶をお願いいたします。 皆様、明けましておめでとうございます。旧年中は、最適化推進委員さん、また、農業委員さんのお力添えをいただきスムーズな運営ができたことを深くお礼申し上げます。また、本年度もよろしくお願ひ申し上げます。 先ほど局長が申しましたように、熱海の災害から始まって不法投棄が大きな災害を生んだために、全国的に災害地の不法投棄等の洗い直しがされて、我が地域のスマートインターのところは、局長をはじめ職員の皆様方の素早い対応をしていただいたことに、まずもってお礼を申し上げたいと思います。そしてまた、これが我が小城市にも、それから、谷田建設さんにもなるだけ支障がないような形で早く解決されればなと思っております。 災害は、去年来たから今年は来ないという保証はございません。これだけの温暖化の中で、災害のリスクは非常に高まってきております。日頃から自分たちも災害に対する備えをせにやいけないのかなと思っております。 また、委員の皆様と最適化推進委員の皆様方は地域のリーダーでございますので、そういう災害の発生しそうなところは早めに対応していただくことが一番ベターかなと思っております。 今後は、委員の皆様方はじめ最適化推進委員さんの力と合わせて、今年度の生産物が豊作で、なるだけ笑顔で収穫を迎えていただけるような1年になればと思っております。 今日は1号議案から6号議案までございますので、皆様方の御協力をいただいて、そして、スムーズに進行ができるようにお力添えをよろしくお願い申し上げます。 それでは、今日の農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願ひします。 |
| 事務局 | ありがとうございました。 本日は、2番本村委員から欠席の連絡がありました。 出席委員は13名で、在任委員の過半数以上の出席がございますので、小城市農業委員会会議規則第7条の規定により、この会議は成立していることを御報告いたします。 それでは、小城市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は江里口会長をお願いいたします。 |
| 議長 | それでは、ただいまから令和4年1月の農業委員会を開会いたします。 早速ですが、議事に入ります。 まず、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 本日の会議の議事録署名委員については、議席番号順となっておりますので、私のほうから指名させていただきます。 10番三根委員、11番野口委員をお願いいたします。 次に、第1号議案 農地法第3条による許可申請についてを議題とします。 申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。 |
| 事務局 | 議案書は1ページを御覧ください。 本日の農地法第3条の許可申請の審議件数は1件でございます。 申請番号1について説明をいたします。 |

資料は1ページからとなります。

(第1号議案 農地法第3条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は小城町寺浦地区を通る市道宿鷲ノ原線南の農地で、申請理由は規模拡大です。

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第2号議案 農地法第5条による許可申請についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書は2ページを御覧ください。

本日の農地法第5条の許可申請の審議件数は4件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

資料は5ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号1について事務局より説明)

この案件の場所は長崎自動車道北の三日月町西分地区を通る市道大地町原田線南の農地で、転用目的は駐車場及び資材置場でございます。

被害防除対策ですが、雨水は自然流下により南側道路側溝を経由し水路へ排水されるため、周辺への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

この案件については9番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

農地法第5条申請事前調査報告。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりでございます。

調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、会社に隣接しており、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、法面保護の施工をされる。雨水は自然流下により南側側溝を経由し水路へ排水。し尿処理及び生活雑排水の排水はない。

ホ、その他特記事項について、令和3年12月3日に説明を受け確認しています。

令和4年1月5日、農業委員、高塚。

審議のほうよろしく申し上げます。

議 長

事務局

議 長

9 番

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

申請番号2について説明をいたします。

資料は13ページからとなります。

(第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号2について事務局より説明)

この案件の場所は長崎自動車道南の三日月町西分地区を通る市道大地町原田線南の農地で、転用目的は浚渫土乾燥場でございます。

被害防除対策ですが、雨水は自然流下により南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。

農地区分と許可基準ですが、農地区分は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地ですが、周辺の他の土地に立地することが困難な場合であり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については9番高塚委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

9 番

農地法第5条申請事前調査事項。

譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局からの説明のとおりでございます。

調査事項、イ、申請目的及び位置の検討について、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、法面保護の施工をされる。雨水は自然流下により南側水路へ排水。し尿処理及び生活雑排水の排水はない。

ホ、その他特記事項について、令和3年12月12日に説明を受け確認しています。

令和4年1月5日、農業委員、高塚です。

審議のほうよろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、申請番号3について事務局より説明をお願いいたします。

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>申請番号3について説明をいたします。 資料は21ページからとなります。 (第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号3について事務局より説明) この案件の場所は川越公民館南の芦刈町川越地区を通る市道舎人川越線南の農地で、転用目的は農業用施設でございます。 被害防除対策ですが、雨水は集水後に西側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。 農地区分と許可基準ですが、農地区分はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、農業用施設への転用であり、許可し得るものと判断しております。 以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>この案件については11番野口委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。</p> |
| 11番 | <p>農地法第5条申請事前調査事項。 譲渡人、譲受人、申請農地、転用目的は事務局の説明のとおりです。 調査事項といたしまして、申請目的及び位置の検討については、自宅に隣接しており、転用目的により申請地を選定した理由は適当であります。 計画面積の検討については、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できます。 実現確実性の判定については、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実であります。 被害防除施設・用排水の検討については、土留め工事を施工される。雨水は集水後に西側水路へ排水、し尿処理及び生活雑排水はありません。 その他の特記事項については、令和3年9月14日に説明を受け確認しています。</p> |
| 議長 | <p>令和4年1月5日、農業委員、野口浩美。 どうぞよろしくお願いいたします。 ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。 (質疑なし) ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手) 全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> |
| 事務局 | <p>次に、申請番号4について事務局より説明をお願いいたします。 申請番号4について説明をいたします。 資料は27ページからとなります。 (第2号議案 農地法第5条許可申請、申請番号4について事務局より説明) この案件の場所は国道444号西の芦刈町牛王地区を通る市道永田西線北の農地で、転用目的は運動場及び駐車場でございます。 被害防除対策ですが、雨水は集水後に南側水路へ排水されるため、周辺農地への影響は少ないと考えております。し尿処理及び生活雑排水の排水はありません。 農地区分と許可基準ですが、農地区分はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ですが、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して</p> |

設置されるものであり、許可し得るものと判断しております。

以上でございます。

議 長

この案件については5番西村委員が事前調査を実施しておりますので、調査結果を報告します。

5 番

農地法第5条申請事前調査事項を報告いたします。

譲渡人並びに譲受人、そして、申請農地、転用目的につきましては事務局からの御説明のとおりでございます。

調査事項でございますが、イ、申請目的及び位置の検討について、既存施設の北に位置しており、転用目的により申請地を選定した理由は適当である。

ロ、計画面積の検討について、土地利用計画図や転用目的により適当であると判断できる。

ハ、実現確実性の判定について、地元で事業計画を説明されており、申請目的どおりに転用されることは確実である。

ニ、被害防除施設・用排水の検討について、土留め工事を施工される。雨水は集水後に側溝を経由し南側水路へ排水、し尿及び生活雑排水の排水はありません。

ホ、その他の特記事項について、令和3年11月27日に説明を受け確認いたしております。

令和4年1月5日、農業委員、西村新二。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号4は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

次に、第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権設定についてを議題とします。

申請番号1から申請番号27まで一括して事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書は3ページから6ページまでを御覧ください。

利用権設定について説明をいたします。

本日の利用権設定の審議件数は、新規の利用権設定が23件、利用権の再設定が4件、合計で27件、総面積は17万3,932平米でございます。

今回の全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に掲げる全ての要件、すなわち、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること、また、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの要件を満たしていると判断しております。

以上でございます。

議 長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1から申請番号27までについては原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第3号議案 農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題とします。

申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

議案書は7ページを御覧ください。

本日の所有権移転の審議件数は3件でございます。

申請番号1について説明をいたします。

申請番号1、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、申請番号2について事務局より議案の説明をお願いします。

申請番号2について説明をいたします。

申請番号2、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)

以上でございます。

申請番号2につきましては、あっせん委員の9番高塚委員に結果報告をお願いいたします。

経過報告。

8月5日、8月農業委員会であっせん委員に指名される。

8月18日13時30分、所有者の代理人の〇〇氏と会い、条件等を確認する。条件次第で分割販売も可能であるが、一括を前提にして進めてほしい。近隣相場をお願いするということでした。

その日のうち、生産組合長宅へ集落内の生産組合員の中で購入者希望を募ってほしいと依頼するが、集落内での購入希望申出はなく、本人も購入希望がないとこのことを確認しました。

16時、耕作者と会い、購入意思がないことを確認する。

9月2日15時、隣接耕作者と面談し、購入意思がないことを確認する。

9月13日、隣接地を耕作している〇〇氏と会い、購入の意思があるかどうかを確認する。〇〇氏より、隣接地の一部、単独で購入する見込みがあると発言をもらう。

9月19日15時、所有者へ〇〇氏の単独購入の見込みを伝える。所有者から、2つの圃場一括販売について〇〇氏へ再交渉をしてほしいと要望される。

9月20日9時、〇〇氏と後継者の同席で面談する。所有者の一括買取り希望を伝えると後継者と相談され、2つの圃場一括の購入を確認する。購入希望価格を10アール当たり〇〇〇万円で提示される。

9月20日13時、所有者へ〇〇氏の一括購入の申出を伝え、承認を得る。10アール当たり〇〇〇万円で全部買取りすることを確認する。

25日13時30分、〇〇氏と面談し、購入希望価格のとおりあっせんが成立したことを伝える。

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>以上です。</p> <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> |
| 事務局 | <p>全員賛成ですので、申請番号2は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、申請番号3について事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>申請番号3について説明をいたします。</p> <p>申請番号3、(土地の所在、地目、面積、譲渡人住所氏名、譲受人住所氏名、移転時期、対価、支払方法、利用目的を読み上げる。)</p> |
| 議 長 | <p>以上でございます。</p> |
| 7 番 | <p>申請番号3につきましては、あっせん委員の7番池田委員に結果報告をお願いいたします。</p> <p>あっせん経過につきまして報告をいたします。</p> <p>3年9月6日、農業委員会であっせん委員を拝命。</p> <p>翌7日、遠江地区生産組合の方々に話をして希望者を募る。</p> <p>翌8日、申出人、所有者〇〇氏と面談し、条件等を確認。</p> <p>10日、遠江地区の認定農業者、隣接耕作者である〇〇氏から申出があり、条件等を説明。</p> <p>9月15日、同人より総額〇〇〇万円でのあっせんをお願いしたいとの申出があったので、申出人と面談して条件を確認。</p> <p>9月20日、申出人〇〇氏と面談し、〇〇氏からの申出総額〇〇〇万円です承するとの返事をいただいたので、買受申出人〇〇氏のほうに連絡し、あっせん成立。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>ただいまの説明・報告に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>全員賛成ですので、申請番号3は原案のとおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、第4号議案 農用地売渡等の希望申出についての売渡希望についてを議題とします。</p> |
| 事務局 | <p>申請番号1について、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>議案書は8ページを御覧ください。</p> <p>本日の売渡希望の審議件数は1件でございます。</p> <p>資料は33ページからとなります。</p> <p>申請番号1について説明をいたします。</p> <p>申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、売渡希望価格、あっせん担当を読み上げる。)</p> |
| 議 長 | <p>以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(挙手)</p> |

事務局

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。
次に、貸付希望について事務局より議案の説明をお願いします。

議案書は8ページを御覧ください。

本日の貸付希望の審議件数は1件でございます。

資料は41ページからとなります。

申請番号1について説明をいたします。

申請番号1、(土地の所在地、地目、面積、申出人住所氏名、農地の概要、貸付希望価格、あっせん担当を読み上げる。)

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、申請番号1は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、第5号議案 空き家に付随した農地の指定についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案書は10ページを御覧ください。

本日の指定の申出件数は1件でございます。

資料は45ページからとなります。

申請があった農地について、別段面積が適用できる農地として指定したいので、審議していただくものでございます。

令和3年3月農業委員会において農地の別段面積を審議していただき、小城市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱第4条に規定しておりますように適用条件に合致する場合には、1平方メートルを別段面積として適用できると告示しております。

申請地は、牛津町友田地区を通る市道友田八枝線東にある牛津町と芦刈町との町境付近にある畑でございます。

議案資料とは別に現況写真を送付しておりますので、御確認をお願いします。

現地を確認したところ荒廃しておらず、作付可能な農地であると判断しております。

別段面積の適用を受ける農地として指定されれば、耕作面積が50アール以上とならなくても、空き家の所有権や賃貸借権等を取得された方が農地法第3条の許可申請により指定された農地の権利取得が可能となります。

なお、承認いただければ告示し、小城市ホームページにおいて周知いたします。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。第5号議案 空き家に付随した農地の指定について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、第5号議案は承認することに決定しました。

次に、第6号議案 市長の権限に属する事務の補助執行についてを議題とします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書は12ページを御覧ください。

第6号議案 市長の権限に属する事務の補助執行についてを説明いたします。
資料は52ページからとなります。

地方自治法第180条の2の規定により、小城市長より農業委員会事務局職員に市長の権限に属する事務の補助執行について協議があり、回答する必要がございます。

補助執行させる事務については、議案に記載しておりますが、農業委員会等に関する法律に関する事務のうち、農業委員会の委員の候補者の選考に関する事、農業委員会の委員の任命に係る手続に関する事、農業委員会委員候補者選考会の組織及び運営に関する事の3つの事務について協議をされております。

農業委員会等に関する法律には、委員は「市町村長が、議会の同意を得て、任命する。」と規定されておりますが、補助執行させる理由として、農業委員会等に関する法律の規定により、農業委員会の委員の選任等に関する事務は市長権限に属する事務であり、市長の執行機関である市長部局で執行する事務であるが、農業委員会本来の事務の執行に直接関係のある事務であり、農業委員会事務局で事務を行うことにより合理的及び効率的に事務を行うことができることから、農業委員会の委員の選任等に関する事務を農業委員会に補助執行させたいとのことです。

なお、資料55ページ以降は事務執行に必要となる規則及び要綱となります。

また、農業委員会等に関する法律の一部を抜粋して送付しておりますので、御確認ください。

以上でございます。

議長

ただいまの説明に対して、質疑があればお願いいたします。

(質疑なし)

ないようですので、これより採決いたします。第6号議案 市長の権限に属する事務の補助執行について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

全員賛成ですので、第6号議案は承認することに決定しました。

ほかに皆さんから何かありませんか。

(なし)

ないようですので、議案の審議は終了いたしました。事務局より三日月町西分地区の盛土造成地の対応等の報告をお願いいたします。

事務局

三日月町西分地区の盛土造成地の対応等について報告いたします。

令和3年11月農業委員会において、盛土造成地は違反転用であるため、谷田建設が新たに農地転用を申請されても、「一般基準の信用があると認められない」に該当するため不許可になるが、小城市の事業に御協力いただいた結果であるため、事業拡大が制限されることにならないよう、県担当課と協議をすると説明させていただいておりました。

その後、県担当課と協議を行い、谷田建設の過失は少なからずあるものの、今回の違反転用の原因は市の認識不足である。市が関与したことや是正対応内容を踏まえると信用は十分にあると判断できることから、別案件の受付、処理は可能と考えたとの回答が12月13日にありました。

先ほど審議していただきました農地法第5条許可申請のうち、申請番号2については谷田建設の申請ですが、県担当課からの回答により申請書を受理し審議していただくことができました。

今後は進捗状況の報告を求めることとなります。また、必要に応じて現地を確認

し、状況の把握に努めたいと考えております。

なお、本日配付をいたしました資料は県担当課へ提出したものの写しです。また、建設課より農業委員会会長宛てに提出された小城市長及び谷田建設からの文書と同一内容のものを県担当課へ提出しております。

以上でございます。

ほかに皆さんからありませんか。

(なし)

ないようですので、次回日程等の連絡について事務局よりお願いいたします。

次回日程等ですが、今月の農地転用現地調査日を、年度当初に委員の皆様にお配りした予定表では1月25日というふうに案内を、予定表をお配りしておりましたが、1月25日が農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんの研修会がありますので、日にちをずらして、1月27日木曜日の午後1時30分から、西館2階の2-6会議室にお集まりください。

2月の定例農業委員会の日時、場所ですが、2月7日月曜日、午後1時30分から、ここ西館大会議室となります。

以上です。

以上をもちまして1月の農業委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでございました。

議長

事務局

議長

本議事録が正当であることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

議長

署名委員

署名委員